

「福井県社会的養育推進計画（改定）」概要

1 趣 旨

こどもの最善の利益を図るため、県や市町、支援機関がもつ地域資源等を最大限活用し、予防的支援から社会的養護、自立支援まで伴走的な取組みを計画的に実施

2 計画期間

令和7年度～令和11年度（5年間） 現計画（R2-R11）の中間見直し

3 基本理念

こどもが権利の主体であり、こどもの最善の利益を優先
 家庭養育を優先するとともに、信頼できる親・大人との永続的な関係性の確保
 支援を必要とするこどもや家庭を、できる限り地域で支える社会的養育体制の実現

4 課 題

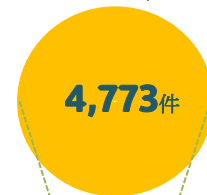
- ①家庭支援を中心とした予防的、継続的支援の体制確保（できる限り、親子分離を防ぐため、早期から支援につながる体制が必要）
- ②家庭養育優先原則の更なる徹底（社会的養護が必要な場合も、特定の大人と信頼関係をもちつつ、家庭に近い環境で育つことが必要）
- ③社会的養護経験者の自立支援（入所中から、こどもたちが将来を見据えて生活し、自分自身の意思で進学や就職先を決められるような自立支援が必要）
- ④当事者であるこどもの権利擁護（施設や里親のもとで暮らすこどもが、意見を言いやすく、意向が十分に尊重される環境が必要）

相談件数と措置児童の状況

・相談件数、措置件数とも横ばい。措置件数は相談全体の約1%

	H30	R2	R4
児童相談所 児童相談対応件数	2,524	2,957	2,769
うち児童虐待相談	638	1,113	918
市町 児童相談対応件数	2,082	1,958	2,004
うち児童虐待相談	384	337	274
新規措置(入所、里親委託)件数	64	52	54

R4相談件数(県・市町)



R4新規措置件数

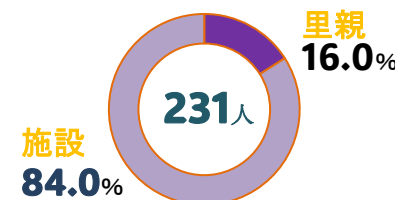


→虐待の予防、家庭支援の充実が必要

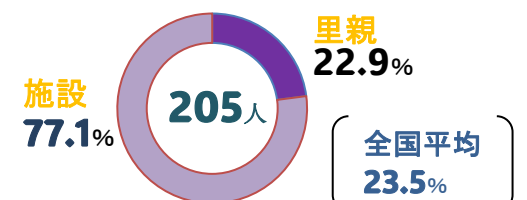
施設入所・里親委託の状況

・約7割が施設で生活。里親委託率は着実に増加
 (現計画の指標:R6末:23.0%、R11末40.0%)

施設入所率、里親委託率(R1末時点)



施設入所率、里親委託率(R5末時点)



→里親委託の更なる推進が必要

社会的養護を必要とする児童数の見込み

・社会的養護児童数に大きな変動はないが、割合はやや増

※社会的養護児童：児童養護施設や乳児院、里親の家庭等で養育されている児童

	R5(実績)	R11(推計)
児童人口(0~17歳)	11.0万人	9.4万人
児童人口1000人当たりの社会的養護対象児童数割合	1.96	2.02
社会的養護対象児童数	205人	191人

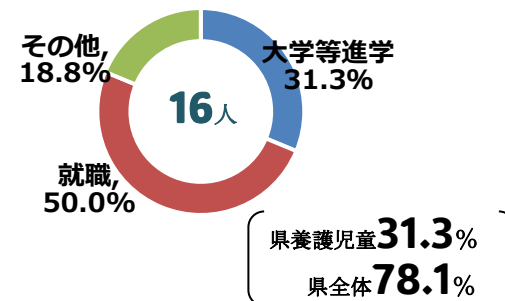
社会的養護児童見込(R11末時点)



社会的養護を受けているこどもの退所後の状況

・退所後の進学率は県全体に比べ低く、離職等の割合も高い傾向

退所後の大学等進学率(R5退所児童)



退所後の就学・就職継続割合(R2-3退所児童)



→自立支援の充実が必要

「福井県社会的養育推進計画（改定）」概要

I こどもが家庭で安心して暮らすための支援の充実

【1 市町のこども家庭支援体制の強化】

- (1) 市町(こども家庭センター)による家庭支援（訪問、通所、短期入所等支援）、ヤングケアラー支援を実施
- (2) 市町と児童相談所・児童家庭支援センターによる地域の相談体制の強化（児童家庭支援センターの取組や箇所拡大）
- (3) 研修体系の見直しと県、市町、施設の交流拡大等による市町等支援の強化

【2 こどもが安心して頼れる親子関係の構築】

- (1) 一時保護から施設入所、親子再統合、自立まで、切れ目のない支援の強化
- (2) 措置が長期化している児童等に対する親子関係再構築のための支援の実施

【3 支援を必要とする妊産婦等の支援】

- (1) ハイリスク妊産婦等を早期に相談・支援につなげるための情報発信とSOS相談への対応力強化
- (2) 支援を必要とする妊産婦に生活の場を提供するとともに自立を支援

◆家庭支援事業（新事業（訪問、通所、親子形成））の実施市町数 8市町 → 17市町
◆児童家庭支援センターの設置数 4センター → 6センター

II 家庭と同様の環境における養育の推進

【4 里親等への委託推進】

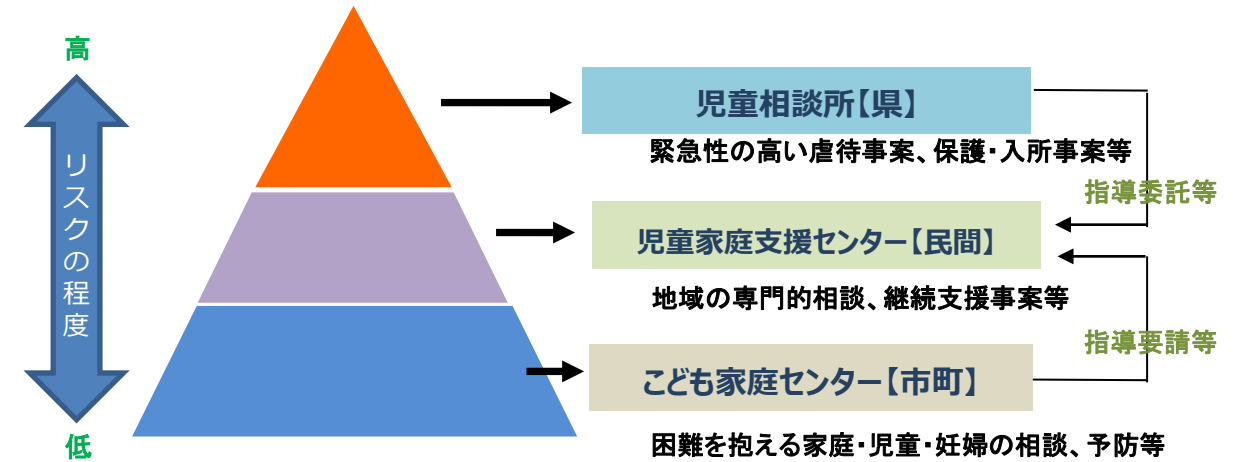
- (1) 県民が里親を正しく理解するための普及啓発活動の強化
- (2) 里親支援センターを新たに設置し、リクルート、研修、マッチング、訪問支援活動等を全県的に展開
- (3) 子育て支援事業の里親ショートステイを推進し、里親養育への理解が広がる社会づくり
- (4) 入所児童の意向を確認しながら、里親・ファミリーホーム委託への移行を推進

【5 施設の小規模かつ地域分散化等】

- (1) 施設のユニット化、地域分散化により、全ての施設において家庭的な養育環境を確保
- (2) 相談機関や医療機関など施設の専門性を活かした多機能化の促進（児童家庭支援センター、医療的ケア児の受入れ等）
- (3) 施設と市町との連携を強化し、施設が相談支援や家庭支援事業の受け皿となる取組みを促進
- (4) 施設職員の専門性向上のための研修機会の確保とメンタルヘルス・処遇改善等により安心して働き続けられる職場づくりの取組みを強化

◆里親等委託率 22.9% → 42% (3歳未満75%、3歳以上65%、学童期～35%)
◆小規模化（地域分散化含む）した児童養護施設等数 6施設 → 9施設（全施設）

【相談体制のイメージ】



III こどもの自立支援の推進

【6 こどもたちの自立支援の推進】

- (1) 自らの将来の希望を実現できるよう、学習塾や習い事支援、給付型奨学金の活用など、早い段階からこどもの自己決定を支える環境を充実
- (2) 退所後の学生や就労者の自立の援助のため、引き続きつながりを保ち、生活環境を提供する施設の拡大
- (3) 退所したこどもや社会的養護につながらなかったこどもが、困った時、悩んだ時に頼れる拠点の確保
- (4) 社会的養護経験者等が支え合うためのネットワークの構築

◆児童自立生活援助事業の実施か所数 3か所 → 8か所
◆施設入所等児童の大学等への進学率 31.3% → 60.0%

IV こどもの権利擁護の強化

【7 当事者であるこどもの権利擁護】

- (1) 児童相談所および施設職員が、こどもの意見を聴く機会の拡大
- (2) 第三者である意見表明支援員により、こどもが意見をまとめ、説明できるよう支援
- (3) こどもの意見に対しては必要に応じ専門家による調査・審議を行うなど全てに対応し、結果をこどもに説明
- (4) こどもや施設職員等が意見表明の意義・重要性を十分理解した上での制度運用

【8 児童相談所、一時保護改革】

- (1) 児童相談所、一時保護施設における第三者評価の導入
- (2) こどもの状況に応じた保護ができるよう一時保護施設以外の委託先の確保
- (3) 一時保護中のこどもに必要な教育環境の確保

◆意見表明等支援事業の実施施設数 1施設 → 9施設以上